

2023年7月19日

ご投資家の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**SBI・GS NexGen(高成長DX)  
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「SBI・GS NexGen(高成長DX)」(以下「本ファンド」といいます。)は、2021年8月31日の設定以来、マザーファンド受益証券を通じて、主としてケイマン籍特別目的会社(SPC)である LUMINIS II Limited の発行する円建債券に投資することにより、実質的にSBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行ってまいりました。

しかしながら、本ファンドの信託財産の規模は低迷しており、直近では約456百万円(純資産総額:2023年6月22日現在)にとどまっています。今後、本ファンドの信託財産の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用の継続が困難な状況であると考えられることから、繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき信託終了(繰上償還)の手続きを行うこととしました。

本ファンドにおいては、2023年7月20日(木)現在の受益者(2023年7月18日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。)に、信託終了(繰上償還)に関する書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。本書面決議は、本ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは2023年9月21日(木)をもって信託終了(繰上償還)となります。

書面決議の手続き及び日程

①受益者の確定日	2023年7月20日(木)
②書面による議決権の行使期限	2023年8月14日(月)弊社到着分まで有効
③書面による決議の日	2023年8月15日(火)
④信託終了日(予定)	2023年9月21日(木)

書面決議の結果は、2023年8月15日(火)に弊社ホームページにてお知らせいたします。  
繰上償還が決定した場合、本ファンドの取得申込みの受付は2023年8月16日(水)までとなります。

なお、今後、受益者の皆様のご換金により運用資産が更に減少し、ポートフォリオを維持することが著しく困難な状況となった場合には、「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、書面決議を経ずに速やかに償還することがあります。

ご投資に際しましては、上記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023.5.16



**SBI・GS** 高成長DX  
**NexGen**  
**Index**

## SBI・GS NexGen (高成長DX)

ネクスジェン

追加型投信／海外／株式／インデックス型

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(債券・社債))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし	その他(SBI・GS NexGen インデックス(高成長DX)(円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
この目論見書により行う「SBI・GS NexGen (高成長DX)」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月15日に関東財務局長に提出しており、2023年5月16日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社: **SBIアセットマネジメント株式会社**  
(ファンドの運用の指図等を行います。)  
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号  
設立年月日: 1986年8月29日  
資本金: 4億20万円(2023年4月1日現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 3兆8,085億36百万円  
※2023年2月末日現在  
※2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり2社の合計金額です。  
受託会社: **三井住友信託銀行株式会社**  
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>  
**SBIアセットマネジメント株式会社**  
● ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>  
● 電話番号 03-6229-0097  
(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

本ファンドは、SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX) (円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX) (円ベース)に連動する投資成果をめざします。

- マザーファンド受益証券を通じて、主としてケイマン籍特別目的会社(SPC)であるLUMINIS II Limitedの発行する円建債券(以下「ユーロ円債」といいます。)に投資することにより、実質的にSBI・GS NexGenインデックス(高成長DX) (円ベース)に連動する投資成果をめざします。

### Solactive社の協力によるSBI・GS NexGenインデックスシリーズ

SBI・GS NexGenインデックスシリーズは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーであり、Solactive社が管理・運営を行う株式指数で、2021年8月に算出を開始しました。ファンドが採用するテーマの選定はSBIアセットマネジメントが行いました。SBI・GS NexGenインデックスシリーズとは、テクノロジーの進化や社会構造の変化により恩恵が見込まれる企業群をSolactive社の提供するAIの技術や一定ルールに基づき銘柄を類別しポートフォリオ構築をめざすテーマ型・非アクティブ運用型指数の総称です。

### SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX) (円ベース)とは

名称	SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX) (円ベース) [英語名称: SBI-GS NexGen Index DX Software Growth]
対象銘柄	DXの動きを背景に便益を得ると考えられる米国の上場企業によって構成されています。ポートフォリオはソフトウェア・サービス関連業界を対象とし、財務指標をもとに過去一定期間における相対的に高成長が観測される銘柄が一定のルールに基づき選択されます。
構成銘柄数	54銘柄(2023年2月28日現在)
算出開始日	2021年8月13日 起算日(2017年5月3日)を10,000ポイントとして指数化

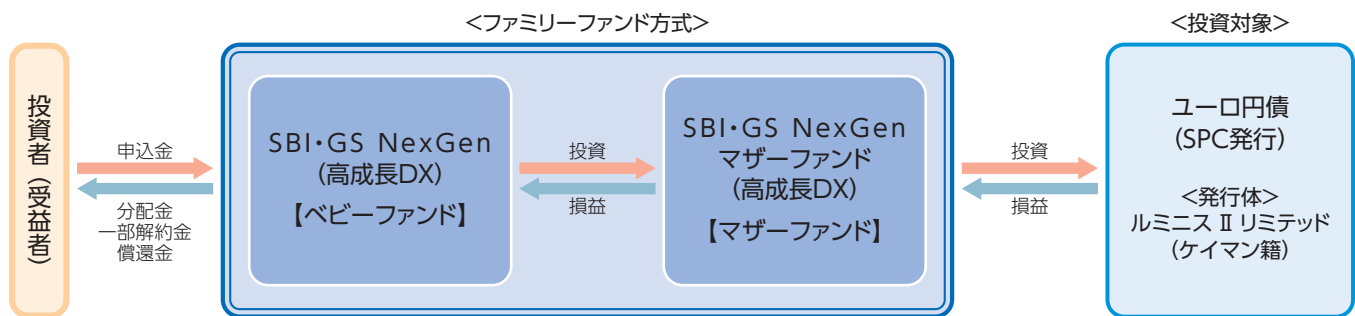
### 2 実質的な投資対象であるユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

### 3 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドは、ルミニス II リミテッド(Luminis II Limited)の発行するユーロ円債に投資することにより、SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース)に連動する投資成果をめざします。



本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

SPC(特別目的会社)は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを相手方とした、SBI・GS NexGenインデックスに連動する担保付スワップ取引を行います。

### <ルミニス II リミテッド(Luminis II Limited)>

分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、ケイマン籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

### <ゴールドマン・サックス・インターナショナル(GSI)>

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ロンドンを拠点として投資銀行業務及び証券業務を含む幅広い金融サービスを世界各地の顧客に提供しております。GSIは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社であり、英国Prudential Regulation Authorityの認可及びFinancial Conduct AuthorityとPrudential Regulation Authorityの規制を受けています。

## 分配方針

毎決算時(年1回、8月15日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 投資対象とするユーロ円債の概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資するユーロ円債の概要です。

種 別	ユーロ円債(SPC発行)
運用方針	SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース)に連動する投資成果をめざします。
管理費用等	純資産総額に対し年0.15%程度
発行体	ルミニス II リミテッド(Luminis II Limited(ケイマン籍))

\*当該ユーロ円債は一般的な債券とは異なり、償還期限(満期償還日)に額面金額で償還されることはありません。また、当ファンドが運用を継続する間は連動をめざすインデックスとの相関性を維持するため、当該ユーロ円債の償還期限の延長や新規のユーロ円債の発行がおこなわれることがあります。当該ユーロ円債の価格は株式の価格の変動が反映されますので、値動きが大きくなります。

SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース)(以下、本ページにおいて「本インデックス」といいます)は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーとしてSolactive社からの協力を受けて提供する独自のインデックスです。本インデックスの構成銘柄の選択および配分に関する部分の運営および計算は、一定のルール(株式分割などのコーポレート・アクションを含みます)に基づきSolactive社により行われています。必要に応じて計算手法の変更が行われる場合においてはインデックスの運用成果に大きな影響がある場合があります。

本インデックスはアクティブ運用されるものではなく、一定の予め定められたルールに基づきシステムティックにリバランシングされます。ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびSolactive社は、当該ルールに定める例外的な場合を除き、本インデックスの運営および計算に関して裁量的な判断や決定を行いません。

本インデックスの構成銘柄の選択および配分は、あくまで予め定められた当該ルールに定める方法にしたがって行われ、本ファンドの運用成果を最適化するものとは限りません。例えば、構成銘柄の価格が下落している局面において、当該構成銘柄を選択したり配分比率を増やしたりすることがあり、このような場合、本ファンドの運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。また、各銘柄に対して実質的なポジション構築を行い投資することで発生する費用については指数値の計算に内包され、一般的に観測される市場環境などの運用状況等によって変動し、よってあらかじめ水準を表示することができません。

本インデックスに関する過去の水準の推移や潜在的な収益に関する分析は、あくまで仮想的な状況に基づく見積もりにすぎません。ゴールドマン・サックスおよびSolactive社は、本ファンドまたは本インデックスに関する将来の運用成果について何ら保証するものではなく、当該過去の水準や潜在的な収益は、将来の運用成果を何ら示唆するものではありません。

本インデックスのルールは本ファンドの委託会社に通知のうえ随時更新されることがあります。

本ファンドは、委託会社が設定および運用を行います。Goldman Sachs & Co. LLC.またはその関連会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称します)は、本ファンドの設定および運用ならびに販売について一切の責任を負いません。ゴールドマン・サックスは、本ファンドの投資者に対し、明示・黙示を問わず、本ファンドおよび本インデックスの運用成果に関して、いかなる表明または保証も行っておりません。ゴールドマン・サックスおよびSolactive社は、本ファンドおよび本インデックスに関して、その品質、正確性または完全性について、何ら保証するものではなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、何ら責任を負いません。

本書には、ユーロ円債が連動するインデックスに関する説明が含まれていますが、インデックスの詳細については請求目論見書に掲載されています。

## 基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

## 主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 <ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引に関するリスク> 主要投資対象とするユーロ円債の発行体が行うスワップ取引はゴールドマン・サックス・インターナショナルが取引先となりますが、取引先の倒産等によりスワップ契約が不履行になるリスクがあります。その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

## その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドが組入れるユーロ円債に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

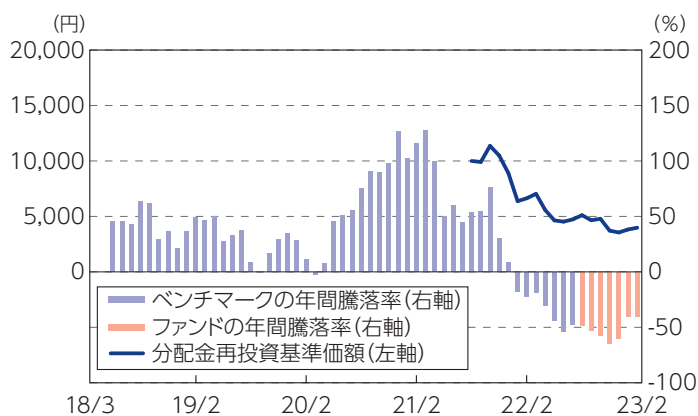
## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

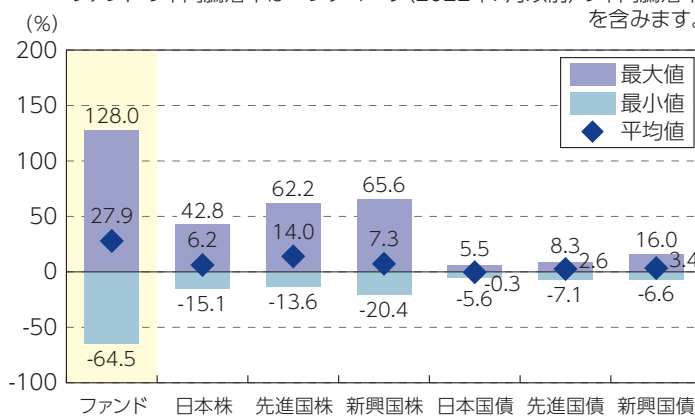
2018年3月～2023年2月



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2018年3月～2023年2月

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2022年7月以前)の年間騰落率を含みます。



\*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ベンチマークの年間騰落率は、ベンチマークの取得可能日(2017年5月3日)以降の数値を用いて算出しております。

\*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

### 〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

### 〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

### 〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

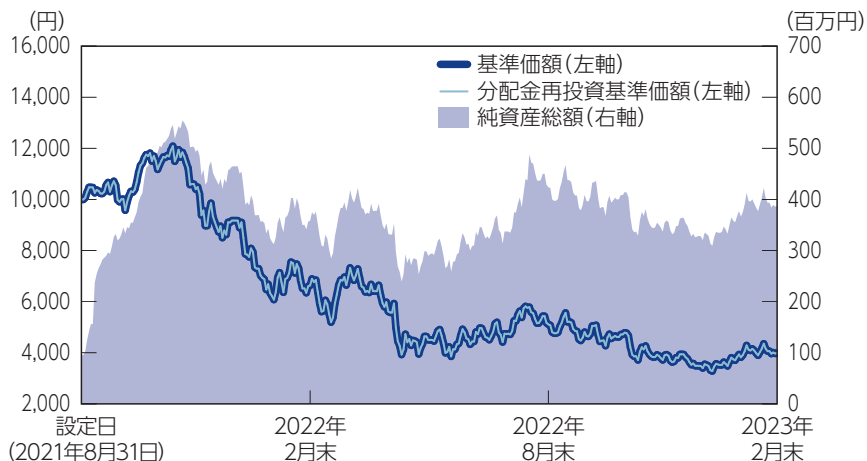
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。



## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2023年2月28日)

(設定日(2021年8月31日)~2023年2月28日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	3,981円
純資産総額	387百万円

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2022年8月15日)	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

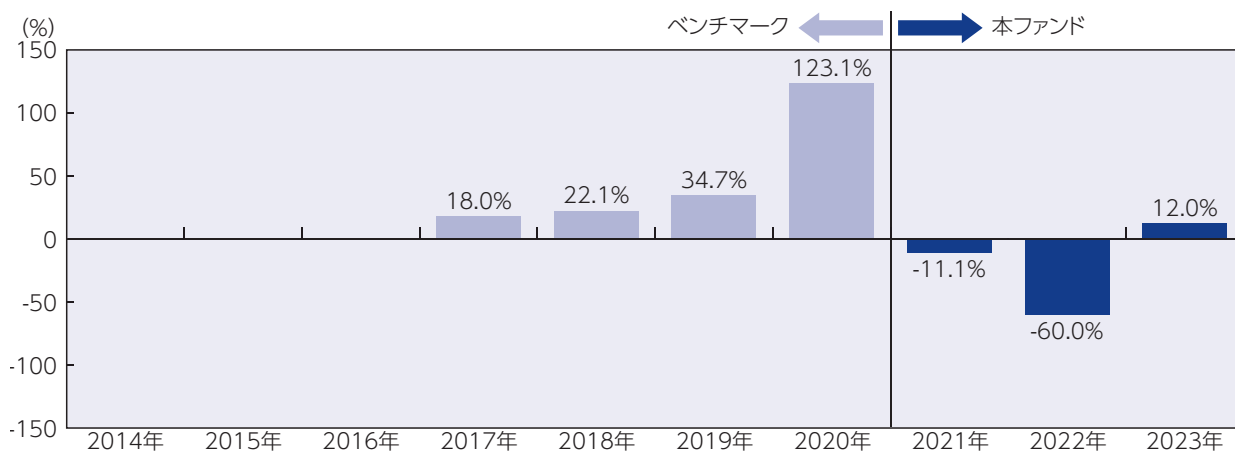
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 《組入銘柄》

	発行体	国/地域	比率
ユーロ円債	ルミニス II リミテッド(Luminis II Limited)	ケイマン	98.8%
現金等			1.2%
合計			100.0%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2020年まではベンチマーク(SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース))の騰落率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※2021年は設定日2021年8月31日(10,000円)から年末まで、2023年は年初から2月末までの騰落率です。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込 受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ニューヨークの証券取引所の休業日      ・ニューヨークの商業銀行の休業日 ・ロンドンの証券取引所の休業日            ・ロンドンの商業銀行の休業日 ・委託会社の指定する日
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2023年5月16日(火)～2023年11月15日(水) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:2021年8月31日(火))
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、SBI・GS NexGenインデックス(高成長DX)(円ベース)が改廃されたとき(ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーとしての役割を終了する場合を含む)は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決 算 日	毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.33%(税抜:年0.30%)</b> を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>												
		<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年0.14%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.14%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></tbody></table> <p>上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.14%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	販売会社	年0.14%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.14%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価												
販売会社	年0.14%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
実質的に投資対象とするユーロ円債	年0.15%程度 *マザーファンド受益証券を通じて投資するユーロ円債の管理費用等													
実質的な負担*	<b>年0.48%(税込)程度</b> *ファンドが実質的に投資対象とするユーロ円債の管理費用等を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。													
その他の費用及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。													

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合 NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は2023年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



